

「都市計画法第34条第4号」の運用基準

〔令和3年 4月1日施行〕
〔令和3年12月1日改正〕

都市計画法第34条第4号に規定する生産物のうち、農産物、林産物の処理、加工に必要な建築物とは、次の各項に適合するものであること。

- 1 当該市街化調整区域内における農産物、林産物の処理、加工のための施設であり、農政・林業事務所管課が認めたものであること。
- 2 申請者については、次のとおりとする。
 - (1) 農産物の申請者は、農林業センサス規則第2条第2項第1号、第2号若しくは第4号に規定する農林業経営体、又は同条第3項に規定する農家（被用者、兼業者を含む）で経営耕地面積が1,000㎡以上であること。
 - (2) 林産物の申請者は、農林業センサス規則第2条第2項第3号若しくは第5号に規定する農林業経営体、又は同条第5項に規定する林家であること。
- 3 次の業種の用に供する建築物であること。

畜産食料品製造業、野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀・製粉業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業等。
- 4 原料は当該許可申請の対象となる土地の同一市街化調整区域内において、自ら生産する農産物又は林産物を量的又は金額的に50%以上利用していること。
- 5 農産物、林産物の処理加工について、生産地においてすみやかに行なう必要があること。また、原料の供給量が継続的に確保されていること。
- 6 製造された製品の需要が見込まれ、事業の継続性があること。
- 7 申請建築物は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。また、生産物の処理加工をすみやかに行なう必要があるため、生産地から概ね1キロメートル以内に立地すること。
- 8 施設の設置運営は、申請者が行うこと。
- 9 申請する敷地（以下「敷地」という。）は、申請者が所有する土地であること。ただし、相当期間の借地権が設定された借地（借地借家法第2条第1号の借地権で、同法第23条第2項に定める契約（概ね20年以上の事業用定期借地権設定契約））を行うことが確実である場合は、この限りでない。
- 10 当該敷地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられること。
- 11 当該敷地が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内に存在する場合は、農用地区域の除外又は農業用施設用地への用途変更ができること。
- 12 農産物、林産物の処理加工が不要となった場合は、既存建築物を除却すること。